

条例及び規則

(1) 条 例

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。(法 § 14①)

※ 第二条第二項の事務…地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定める。議会の議決が必要となる。

(2) 規 則

普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。(法 § 15①)

規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で地方公共団体の長が定める。議会の議決を必要としない。

条例の制定手続

